

平成 30 年 5 月

読者各位

株式会社日本法令

## 社労士Ⅴ 30 年受験 条文順過去問題集〔社会保険科目編〕

法改正による記述の変更と誤植による訂正箇所をお知らせいたします。

誤植については、謹んでお詫び申し上げます。

これに伴い、本書の記述を下記のように改めてください。

### 【健康保険法】

法改正

該当頁・箇所	改正前	改正後
p 56⑦ 問題文 1 行目	一般の被保険者は、	一般の被保険者（当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であって、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき又は当該被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であって、健康保険組合が当該被保険者の住所に係る情報を求めないときを除く。）は、
p 56⑦ 解説文 1 行目	被保険者は、	被保険者（当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であって、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき又は当該被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であって、健康保険組合が当該被保険者の住所に係る情報を求めないときを除く。）は、

p 56⑧ 問題文 2 行目	②住所変更の申出、	②住所変更の申出 (一定の場合を除く。)、
p 138③ 問題文 3 行目・4 行目・5 行目	平成 29 年	平成 30 年
p 138③ 問題文 4 行目	0.7	0.6
p 138③ 問題文 5 行目	1.7	1.6
p 138③ 解答	B 2.7 (法附則 9 条、平 28 財務省告示 362) C 9.0 (法附則 9 条、平 28 財務省告示 362)	B 2.6 (法附則 9 条、平 29 財務省告示 332) C 8.9 (法附則 9 条、平 29 財務省告示 332)

## 【国民年金法】

### ①法改正

該当頁・箇所	改正前	改正後
p 203⑧ 問題文 2 行目	控除対象配偶者若しくは	同一生計配偶者若しくは
p 228⑦ 問題文 2 行目	日本年金機構に、国民年金手帳を添えて、	日本年金機構に、
p 228⑧ 問題文 2～3 行目	届書に、国民年金手帳を添えて、	届書を、
p 242 法 105 条②の解答及び解説を右のように変更する	○ (3 項、則 19 条 1 項、20 条 1 項)	
p 253 2 つ目の必須の知識満額の老齢基礎年金の額	平成 29 年度は	平成 29 年度及び平成 30 年度は

### ②正誤表

該当頁・箇所	訂正前	訂正後
p 232 平 26 法附則 14 条ほか① 解説	平成 37 年	平成 28 年 7 月から平成 37 年

## 【厚生年金保険法】

### ①法改正

該当頁・箇所	改正前	改正後
p 279② 問題文 2 行目	第 4 種被保険者を除く。)	第 4 種被保険者を除き、厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により機構保存本人

		確認情報の提供を受けることができない者に限る。)
p 279③ 問題文 2～3 行目	第 4 種被保険者を除く。) は、その住所を変更したときは、速やかに、変更後の住所を	第 4 種被保険者を除き、厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができない者に限る。) は、その住所を変更したときは、速やかに、変更後の住所及び変更の年月日を
p 279④ 問題文 1～4 行目	高齢任意加入被保険者は、その住所を変更したときは基礎年金番号及び変更前の住所を記載した届書を 5 日以内に、またその氏名を変更したときは基礎年金番号及び変更前の氏名を記載した届書に年金手帳を添えて 10 日以内に、	高齢任意加入被保険者（厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は、その住所を変更したときは氏名、生年月日並びに変更前及び変更後の住所、住所の変更年月日、個人番号又は基礎年金番号を記載した届書を 5 日以内に、またその氏名を変更したときは変更前及び変更後の氏名、生年月日並びに住所、個人番号又は基礎年金番号を記載した届書を 10 日以内に、
p 279② 解説の最後	—	平成 30 年 3 月 5 日施行の改正により、厚生労働大臣が機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者については、被保険者の氏名変更の申出を省略することとされた（そのような者については、結果的に、事業主が行う被保険者の氏名変更の届出も省略）。
p 279③ 解説の最後	—	平成 30 年 3 月 5 日施行の改

		正により、厚生労働大臣が機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者については、被保険者の住所変更の届出を省略することとされた（そのような者については、結果的に、事業主が行う被保険者の住所変更の届出も省略）。
p 279④ 解説の最後	—	平成 30 年 3 月 5 日施行の改正により、厚生労働大臣が機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者については、氏名変更・住所変更の届出を省略することとされた。また、同改正により、基礎年金番号のほか、個人番号の記載欄も設けられた。 なお、設問の住所変更の届出・氏名変更の届出において、基礎年金番号を記載するときは、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
p 307③ 解説の最後	—	なお、在職老齢年金の支給停止調整額は、平成 30 年度においては改定は行われていない（46 万円のまま）。
p 389 2 つ目の必須の知識 下から 3 行目	・表中の「46 万円」…平成 29 年度の	・表中の「46 万円」…平成 30 年度の
p 392 最初の必須の知識 下から 3 行目	・46 万円…平成 29 年度の	・46 万円…平成 30 年度の

②正誤表

該当頁・箇所	訂正前	訂正後
p 295⑤ 問題文の下から2行目	乗じて得た率 (算出率) を用いた	乗じて得た率を用いた

**【社会保険に関する一般常識】**

法改正

該当頁・箇所	改正前	改正後
p 400 最後の行	54 万円	58 万円
p 408⑤の問題 2行目	57 万円	62 万円